

経済産業大臣 梶山弘志 殿
環境大臣 小泉進次郎 殿
消費者庁長官 伊藤明子 殿

容量市場制度の見直しを求める意見

生活協同組合パルシステム山梨
代表理事 理事長 梅原 隆子

私たち生活協同組合パルシステム山梨は、登録 50,000 名を超える組合員により、事業・運動を展開する生活協同組合です。地球温暖化防止や資源循環型の取り組みを行い、再生可能エネルギーについても施設への太陽光発電設置などを進めてきました。そして、それらを広く地域・組合員に向けて、啓発・PR し、その意義をご理解いただけてきました。またパルシステムグループとして、2012 年には「減らす」（省エネルギーの推進）、「止める」（脱原子力発電）、「切り替える」（再生可能エネルギーの普及）を柱とする「エネルギー政策」を策定しました。全国の発電産地と連携した再生可能エネルギーの普及や、くらしや事業におけるエネルギーの使用削減などを実践し、持続可能型社会の実現を目指しています。

2024年度から小売電気事業者に費用負担（容量拠出金）が求められる容量市場制度について、本年7月に初回オークションが実施され、9月14日に結果が公表されました。約定総容量は1億6,769万kW、約定価格は14,137円/kWとなり、設定された上限価格とほぼ同額で約定する結果となりました。容量市場の目的は、再生可能エネルギーの拡大を見据え、長期にわたり安定した電力供給体制を効率的に確保することにあります。しかしながら今回の約定価格や制度設計は、再生可能エネルギーを積極的に導入する新電力事業者にとって事業の存続がおびやかされかねない内容となっています。さらに消費者にとっても問題点をはらんでおり、電力自由化ならびに電力システム改革の意義を損なう事態になりかねません。今回の約定価格は、逆数入札を認めたことなど制度設計上の問題があったことに因るものと考えられますが、そもそも容量市場制度については、新電力にとって一方的に負担が増加し、結果的に新電力事業者が競争上不利な立場に追いやられてしまう懸念があります。「ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べる」という電力小売全面自由化の理念、「再生可能エネルギー主力電源化」「非効率石炭火力のフェードアウト」等の国家目標達成に向けて齟齬が生じないように、制度設計を構築する必要があると考えます。

以上の立場から、私たちは約定結果の白紙撤回と容量市場制度自体の見直しを強く求め、次の通り意見します。

1. 旧一般電気事業者が有利、新電力事業者が不利な容量市場を根本から見直すべきです。

容量市場では、全ての小売電気事業者から「容量拠出金」を徴収し、容量市場入札に参加して落札した発電所に対し、約定価格を元に算定した発電所への容量確保契約金を支払います。一方で、容量市場で落札され容量確保契約金を受け取る発電事業者が、小売電気事業者と相対契約を結んでいる場合には、容量確保契約金で得た分を値引きすることとなっています。この市場で落札された発電所の大部分は大型水力や原子力、化石燃料発電所であり、相対契約先の8割以上が旧一般電気事業者であると考えられます。新電力事業者の大部分、特に再生可能エネルギーを重視する新電力は、このような値引きを受けません。それにより、旧一般電気事業者が競争要件上有利な立場となり、新電力との格差がますます拡大します。容量市場については根本的な見直しが必要であり、新規参入者を含む小売電気事業の公平な競争環境を確保するためにも、旧一般電気事業者の発電部門と販売部門の完全な所有権分離を前提とするべきです。

2. 減価償却を終えた発電所やCO₂排出係数の高い電源の市場参加に制約を設ける必要があります。

容量市場では、落札された電源すべてに対して、kWに応じた一律の金額で補填を行う仕組みになっています。しかし、稼働年数が長く固定費の回収を既に終えた電源、あるいはCO₂排出係数の大きい石炭火力に対しては、その退出を妨げることの無いよう、補填を行わない、あるいは減額するなどの対応を設けるべきです。合わせて、容量市場を落札した電源を公開し、検証できる透明な制度で運用を行うべきです。

3. 再生可能エネルギー供給能力等をふまえて容量市場の目標調達量を最小化する必要があります。

FIT再生可能エネルギーの供給力評価として1,179万kWが考慮されていますが、太陽光発電と風力発電の供給力は「火力代替kW価値」に基づく調整係数で割り引かれるため、限定的な容量しか認められません。再生可能エネルギーを供給力として適切に評価することで目標調達量が低減し、供給力確保にかかる費用を低減することが可能です。また、目標調達量が落札結果に与える影響が非常に大きいものの、現在、偶発的・持続的需要変動や気象・低頻度リスク等を単純合計し、想定最大需要の113%となっています。安全側により過ぎた裕度を現実的なものに見直すことで、目標調達量を最小化すべきと考えます。

4. 新電力事業者が事業継続困難となることにより、消費者にとって電力会社の選択肢が狭まるおそれがあります。

容量拠出金の規模は小売電気事業者にもよりますが、粗利を超える水準です。拠出額捻出方法として、電気料金に上乗せし消費者に負担を強いることもできますが、電力小売全面自由化後の旧一般電気事業者との自由競争の中では、電気料金の改定は大変難しく、事業者の利益から持ち出しせざるを得ません。結果として、多くの新

電力事業者が事業継続困難となることを見込まれます。2016年の電力小売全面自由化は、消費者にとっては「電力会社が選べる」ものであり、エネルギー需給の領域において消費者の選択を保障するものであったはずですが。2020年5月時点で、日本の総需要に占める新電力シェアは17.8%、最大の新電力事業者でも1.4%にすぎません。今回の落札結果から新電力事業者が総倒れするような事態となれば、電力小売全面自由化そのものの成果が失われてしまうこととなります。

以上